



Human Resource News

人事・労務通信

麻布M&Aセンター・株式会社叶光 (ToKo)
飯島総合会計事務所

発行人/飯島 一郎 編集担当/遠藤・内村・吉野
〒106-0046 東京都港区元麻布3-2-19-4F
Tel : 03-5775-1631 Fax : 03-5775-1632
URL : <http://www.is-tax.co.jp/>

◇令和4年度 健康保険料率の改定

全国健康保険協会(協会けんぽ)に加入されている事業所に対し、令和4年3月分(4月納付分)より保険料率が改定されます。

改定で健康保険料率の引き下げが行われたのは18都道府県、引き上げが行われたのが29県となり、全国一律の介護保険料率については引き下げとなりました。

他方、健康保険組合は健康保険料率および介護保険料率、ともに据え置きとなる健康保険組合が多く見受けられました。詳しい保険料率等は、ご加入されている健康保険組合によって異なります。ご不明な場合は、当事務所までお問い合わせください。

全国健康保険協会(協会けんぽ)保険料率

		03年	→	04年
介護保険料率(共通)		1.80%	→	1.64%
都道府県単位 保険料率	東京都	9.84%	→	9.81%
	埼玉県	9.80%	→	9.71%
	千葉県	9.79%	→	9.76%
	神奈川県	9.99%	→	9.85%

◇令和4年度 雇用保険料の改定予定

新型コロナウイルス感染症による雇用への影響に対応し、併せて雇用保険財政の現状を踏まえ、激変緩和のための暫定的な雇用保険料率を定めるとして、現段階で正式決定しておりませんが、雇用保険料率の今年度は2段階での引き上げが予定されております。

雇用保険料率(予定)

事業の種類		現行	令和4年	令和4年
			4月~9月	10月~
一般の事業	労働者負担	3.0/1000	3.0/1000	5.0/1000
	事業主負担	6.0/1000	6.5/1000	8.5/1000
	合計	9.0/1000	9.5/1000	13.5/1000

◇国民年金保険料の変更

令和4年4月~令和5年3月の国民年金保険料は物価と賃金変動を踏まえ昨年度の16,610円から20円下がり、**月額16,590円**となります。

◇雇用調整助成金の特例措置の延長

新型コロナウイルス感染症の影響により事業縮小を余儀なくされ、従業員の雇用維持を図るために雇用調整(休業)を実施する事業主に対し、休業手当などを助成する雇用調整助成金の特例措置が、令和4年3月31日が期限となっておりますが、一部内容が変更となり当該措置が、令和4年6月30日まで延長となりました。

新たな申請要件、内容、申請書類等につきましては厚生労働省のHPに随時、掲載されております。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

支給内容、要件等の変更がありますので、ご不明、ご質問等ございましたら、当事務所までお問い合わせください。

◇新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

令和4年1月1日から3月31日の期間で以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、賃金全額支給する有給の休暇(労基法上の年次有給休暇は除く)を取得させた事業主を対象とした助成金を支給することになっております。

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業などをした小学校(保育所等を含む)に通う子ども
- ② 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども

【助成内容】

対象労働者の賃金を日額換算したもの×有給休暇の日数

休暇取得期間	日額上限	申請期限
令和4年1月1日 ~3月31日	令和4年1,2月:11,000円 令和4年3月:9,000円	令和4年5月31日(火) 必着

詳細につきましては以下の厚生労働省のHPをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

ご不明点、ご質問等ございましたら、こちらも当事務所までお問い合わせください。